

～大野城総合公園、赤坂・旭ヶ丘テニスコート、乙金多目的広場ご利用の皆さまへ～

施設使用料等改正のお知らせ

大野城総合公園、赤坂・旭ヶ丘テニスコートの管理運営の効率化を図るべく、現状の管理運営経費に対する使用料の在り方について大野城市スポーツ推進審議会で審議した結果や、市民の皆さまからの意見(平成22年度に実施したアンケート調査等)を踏まえて使用料を改正します。

また、改正後の使用料(「照明料金」を含む)については、消費税率の改正を踏まえた内税をとしま

1. 施設使用料の考え方

市民や地域住民の皆さまが、スポーツ・レクリエーション活動を行うことを目的として大野城総合公園をはじめとするスポーツ施設を設置しています。

施設の維持管理に必要な経費については、施設を利用しない方との公平性を図るため、税金で負担することが適当な経費を除いて、施設を利用する方が等しく負担すること(受益者負担の原則)としています。

2. 新使用料の適用日

平成28年4月1日(金) 以降の使用申込みから

※利用者の負担軽減のため、一部の施設は段階的に使用料を改正します。

3. 各施設の新使用料

使用料を改正する施設は裏面をご覧ください。

※市内者とは、市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する者をいい、市外者とは市内者以外の者をいいます。

※利用にあたっては、使用者登録が必要です。その際に、本人又は事業所の住所が確認できることが必須です。(免許証、在籍証明書等)

【問い合わせ先】

○施設使用申込みに関する問い合わせ先

大野城市総合体育館 TEL092-503-0021

○使用料改正に関する問い合わせ先

大野城市教育委員会スポーツ課 TEL092-580-1914

～平成28年4月1日以降の使用申込みから適用する新料金表～

- ・現行使用料(「照明料金」を含む)には、比較のため消費税を含む金額を表示しています。
- ・新使用料(「照明料金」を含む)は消費税を含んだ内税とします。

専用使用
(1時間当たり)

大野城総合公園

施設名	現行	新使用料		※照明料金 現行(変更なし) 30分当たり
		H28.4.1～	H30.4.1～	
○総合体育館				
・競技場	1,400円	1,520円	1,640円	800円
・小体育室	700円	760円	820円	—
・武道室	580円	620円	680円	—
・会議室	240円	240円	260円	—
・研修室	220円	220円	220円	—
・ミーティング室	220円	220円	220円	—
○テニスコート	640円	660円	660円	市内者 210円 市外者 420円
○市民球場	1,760円	1,880円	2,020円	市内者 2,430円 市外者 4,050円
○多目的グラウンド	1,680円	1,740円	1,820円	—
○アーチェリー場	1,400円	1,480円	1,580円	100円
○弓道場	1,420円	1,540円	1,660円	—
○相撲場	220円	220円	220円	—
○管理棟小会議室	220円	220円	220円	—
【入場料をとる場合の使用】				
・競技場	9,240円	10,080円	10,920円	800円
・小体育室	4,620円	5,040円	5,460円	—

※平日の17時までの総合体育館、市民球場、多目的グラウンド、アーチェリー場、弓道場の専用使用料金(「入場料をとる場合の使用」及び「照明料金」を除く)は上記の額の1/2とする。

※競技場の半面使用は、専用使用料金及び照明料金とも上記の額の1/2とする。

※市外者の専用使用料金(「照明料金」を除く)は、上記の額の2倍とする。

個人使用
(2時間当たり)

区分	現行	新使用料
		H28.4.1～
一般	180円	210円
高校生	120円	140円
小中学生	60円	70円
65歳以上	120円	140円

※総合体育館、弓道場、アーチェリー場で個人使用できます。
※トレーニング室の使用は、高校生以上からです。

キャンプ場

区分	現行(変更なし)
〔宿泊を伴うもの〕	
・貸出しテント使用	1,620円
・テント持込	1,080円
〔デイキャンプ〕	
・10人以下	1,080円
※10人を超える 1人当たり	50円

1面使用
(1時間当たり)

赤坂・旭ヶ丘テニスコート

施設(区分)	現行	新使用料	※照明料金 現行(変更なし) 30分当たり
		H28.4.1～	
○テニスコート	市内者	440円	460円
	市外者	880円	920円
○旭ヶ丘テニスコート会議室	220円	220円	—

専用使用
(1時間当たり)

乙金多目的広場

施設	現行	新使用料	※照明料金 現行(変更なし) 30分当たり
		H28.4.1～	760円
○多目的広場	840円	860円	

※市外者の使用料(「照明料金」を含む)は、左記の額の2倍とする。